

森林づくり県民税活用事業

【主な補助率】

森林整備事業※1：「1 再造林の加速化」10/10※2

「2 防災・減災のための里山整備」9/10※2

「3 県民が広く親しめる里山づくり」9/10

※1 標準経費に対する補助率 ※2 国庫補助金の活用を含めた補助率

ハード事業（施設整備）：1/2（事業内容により1/3、2/3）

ソフト事業（人材育成、「3 県民が広く親しめる里山づくり」のうち協議会活動推進）：10/10

（上記以外）：3/4

【目標値、金額等】

5年間の概ねの数値、概算の金額を記載

なお、森林税額は、各事業で活用を想定している概ねの上限額を記載。運用に当たっては、活用可能額の範囲内で効率的な運用を図る

I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

項目	事業概要	目標値	事業費	森林税額
1 再造林の加速化	再造林等への嵩上げ補助により主伐・再造林を促進し若い森林への更新を加速化	再造林面積 2,900ha/5年間	37.7億円	11.3億円
2 防災・減災のための里山整備	土砂災害や流木被害等の防止、景観の改善をするための里山の間伐等整備	間伐等面積 1,600ha/5年間	9.7億円	5.5億円
計			47.4億円	16.8億円

II 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

項目	事業概要	目標値	事業費	森林税額
3 県民が広く親しめる里山づくり	県民が広く利用できる「開かれた里山」の整備・仕組みづくり	県民が広く親しめる里山整備利用地域の数 50箇所/5年間	3.2億円	2.8億円
4 広く県民が利用する施設等の木造・木質化等	広く県民が利用する施設や子どもの居場所の木造・木質化等	木造・木質化等の箇所数 55箇所/5年間	3.2億円	2.0億円
5 やまほいくのフィールドや学校林の整備等	信州やまほいく認定園のフィールド整備支援	フィールド整備箇所数 40箇所/5年間	0.4億円	0.3億円
	学校林等の整備及び活動支援	学校林整備等の実施箇所数 35箇所/5年間	0.3億円	0.3億円
6 まちなかの緑・街路樹の整備	信州まちなかグリーンインフラ推進計画に基づくまちなかの緑化・整備	緑地整備箇所数 10箇所/5年間 緑地の保全延長 32km/5年間	1.4億円	0.9億円
	街路樹の整備	整備延長 20km/5年間	0.5億円	0.5億円
計			9.0億円	6.8億円

Ⅲ 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援

項目	事業概要	目標値	事業費	森林税額
7 森林サービス産業など 森林の多面的 利用の支援	(1) 森林の健康利用や 森林環境教育、観光 利用等に取り組む団 体の活動支援 (2) 森林を活用した新 たなビジネスの起業 支援 (3) 森林(もり)の里親 契約の促進(企業と 地域のマッチング) (4) 森林セラピーやエ コツアーリズム等のガ イド、森林環境教育 等の指導者、里山管 理人材等の育成	森林サービス産業に取り 組む地域プロジェクト数 50プロジェクト/5年間	1.5億円	1.5億円
	(4)のうちエコツーリ ズムガイドの育成人数 25人/5年間	0.1億円	0.1億円	
8 多様な林業 の担い手の 確保・育成	(1) 森林・林業に関わる 人材の裾野拡大 (2) 他産業との兼業や 季節的な雇用など多 様な林業の担い手へ の支援	多様な林業に関わる新規 就業者数 200人/5年間	1.0億円	1.0億円
計			2.6億円	2.6億円

IV 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

項目	事業概要	目標値	事業費	森林税額
9 ライフライン等保全対策	ライフライン沿いの支障木等伐採	整備箇所数 440 箇所/5年間	5.3 億円	4.8 億円
10 観光地の景観や緩衝帯の整備	(1) 観光地の景観の整備 (2) 鳥獣被害防止のための緩衝帯整備	(内訳) ライフライン 190 箇所/5年間 観光地の景観整備 100 箇所/5年間 緩衝帯の整備 150 箇所/5年間		
11 河川沿いの支障木等伐採	河川沿いの支障木等伐採	整備箇所数 85 箇所/5年間	2.2 億円	2.0 億円
12 病虫害被害対策	森林以外のエリアなどにおける被害木の処理及び枯損木の利活用等の取組	被害木処理材積 5,400 m ³ /5年間 枯損木利活用材積 10,000 m ³ /5年間	4.2 億円	3.0 億円
計			11.7 億円	9.8 億円

V 普及啓発、評価検証

項目	事業概要	目標値	事業費	森林税額
13 森林づくりを推進するための普及啓発、森林税事業の評価・検証	(1) 県民会議の運営など 森林税の普及啓発 (2) 事業の評価・検証	—	0.4 億円	0.4 億円

合 計 71.1 億円 36.4 億円

＜参考＞ 長野県地方税制研究会の指摘事項への対応

今回示した基本方針に関して、第2期森林税の課税期限を迎えていた平成29年当時に、長野県地方税制研究会から指摘のあった事項に対する対応状況を参考までに整理した。

ア 「継続」でなく「ゼロベースでの再検討」と、それに必須の情報開示の徹底

- ・ 本県の森林を取り巻く現状や課題を踏まえて、森林税を活用した事業について、その具体的な内容・規模、目標値、並びに森林環境譲与税との関係性、既存の事業との整理等について検討。併せて、課税期間や税率について、森林税を徴収しない場合等も含めて、ゼロベースで多角的に検討した。
- ・ 県民の皆様に対して十分な情報提供を行い、県民会議やパブリックコメント等を通じて御意見をお聞きした。

イ 切捨間伐から搬出間伐への重点シフト（第2期の前提条件）の確実な履行

- ・ 第3期森林税において搬出間伐にシフトした里山整備については、引き続き、作業道整備を含めて、間伐作業と搬出作業を一体的に行うための支援を実施する。

ウ 基金残高の「合理的な」解消と県民への説明 ～事業規模拡大と税率引き下げの2オプション～

- ・ 第3期において用途を拡大し、令和元年度から令和3年度にかけて単年度税込額を上回って事業を実施したことにより、基金残高は令和4年度末にほぼゼロとなり、合理的に解消される見込み。
- ・ 森林税事業を実施した場合には、検証・評価事業を通じ進捗をチェックし、必要に応じ事業内容の見直しを行う。

エ 国庫補助事業「裏負担」問題の解消：「裏負担」への充当廃止、もしくは大幅な縮減と県民への十分な説明

国庫補助事業を活用して森林税事業を実施する場合において、県の義務負担分には森林税を充当しない。

オ 森林税の「既得権」化問題の打破：県庁組織とチェック機関の改善

- ・ 森林・林業に関する取組について、県民文化部、環境部及び建設部などと連携し部局横断的に活用して事業を実施するとともに、庁内推進組織として「森林づくり県民税活用事業推進会議」を設置し、森林税活用事業に係る進捗状況の検証、実績の評価等を実施する。
- ・ 県民会議や地域会議において情報を開示することに加え、県ホームページや広報誌、SNSによる情報発信等といった様々な手段を用いて広報を実施する。また、県民会議等については、林業関係者のみならず公募を含む様々な分野の方を構成員とし、検証を行う。

カ 森林づくり推進支援金の「説明責任」問題の改善

～廃止ないし縮小、「特定補助金」と「財政調整の交付金」～

森林づくり推進支援金は、森林環境譲与税との関係を整理したうえで、市町村において必要度の高い事業をメニュー化して実施する。

なお、長野県地方税制研究会については、以下の長野県ホームページを参照されたい。

[長野県公式ホームページ](#) > [暮らし・環境](#) > [県税・証紙](#) > [県税のあらまし](#) > [県税について](#) > [長野県地方税制研究会について](#)

